

(案)

今後の第一種樹立に必要なヒト受精胚の提供時のインフォームド・コンセントについて

平成22年 月 日
生命倫理専門調査会

今回の「ヒトES細胞の使用に関する指針」、「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」の改正において、ヒトES細胞からの生殖細胞の作成は、容認することとなった。

現時点において、ヒトES細胞から作成した生殖細胞からヒト胚を作成する研究(以下、「ヒト胚の作成研究」という。)は認められておらず、今後の議論にゆだねられているところである。

ヒトES細胞の樹立には人の生命の萌芽であるヒト受精胚を滅失する必要があり、生命倫理上、研究のために滅失されるヒト胚は、必要最小限とすべきと考える。

将来、仮にヒト胚の作成研究が認められた場合に、その研究に使用する目的で新たにヒトES細胞の樹立を行うことが必要となるのを回避する観点から、今回改正される指針に基づいて、第一種提供機関と樹立機関が共同で、ヒト受精胚提供者に説明する際に、説明内容及び同意内容にフレキシビリティを持たせることは、必ずしも妨げるべきものではないと考えられる。